

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）東沖地区）を行うことについて令和4年5月23日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において令和4年6月7日から同月27日まで縦覧に供する。

令和4年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造